

公布された規則のあらまし

◇静岡県行政組織規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

静岡県環境衛生科学研究所等を藤枝市谷稲葉に移転することとしたことに伴い、必要な改正を行いました。（第18条、第20条関係）

2 施行期日

この規則は、令和2年7月1日から施行することとしました。

◇老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

(1) 老人福祉法施行規則の改正に伴い、必要な改正を行いました。（様式第1号、様式第4号～様式第6号関係）

(2) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、令和2年7月1日から施行することとしました。

◇景観法に規定する景観整備機構の指定等に関する規則を廃止する規則

1 廃止する理由

県内の全ての市町が景観行政団体となったことにより、景観法に規定する景観整備機構の指定等に関する規則に規定する事務を行わなくなったことに伴い、当該規則を廃止することとしました。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。